

竹原市総務文教委員会

令和3年2月18日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第13号 公益的法人等への竹原市職員の派遣等に関する条例案
- 2 議案第17号 竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案
- 3 議案第19号 竹原市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第23号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第28号 市立竹原書院図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第29号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第12号）
- 7 議案第31号 令和2年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和3年2月18日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
竹 橋 和 彦
堀 越 賢 二
山 元 経 穂

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
総 務 課 長	岡 元 紀 行
企 画 政 策 課 長	三 上 満 里 子
資 産 活 用 担 当 課 長	広 近 隆 幸
財 政 課 長	向 井 直 毅
文 化 生 涯 学 習 課 長	堀 川 ち は る

午前9時58分 開会

委員長（今田佳男君） 本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長からの発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

委員長はじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中、委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第1回の定例会に提案をさせていただいております議案のうち、議案第13号外6議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） では、副市長、退室してください。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおりに行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第17号竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 議案第17号竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明をいたします。

議案29ページ及び議案参考資料21ページを御覧ください。

竹原市視聴覚ライブラリーは、視聴覚教育の振興を目的に昭和55年に福社会館内に設置され、視聴覚室においての視聴や視聴覚機器や教材の貸出しを実施しておりました。現在は、仮移転後の図書館において視聴覚機器や教材の貸出しのみを行う整理をいたしております。福社会館に設置していた視聴覚室は、テレビやレーザーディスク、ビデオ等視聴が可能でしたが、平成26年度以降視聴利用者がいない状態となっております。視聴覚機器については、平成17年度頃市内小学校や地域読み語りグループ等に映写機やビデオデッキ、テレビデオ等の貸出しを実施していましたが、現在は使用可能なマイク、プロジェクター、スクリーン等の貸出しを行っているのみとなっております。また、フィルム、ビデオ等の教材についても、平成28年度以降は貸出しがない状況が続いております。昭和55年当時は国が視聴覚教育を積極的に推進している時代であり、市もそれに伴い教育機関として竹原市視聴覚ライブラリーを設置し、指導者研修や映写技術の講習会などの事業を実施しておりました。

設置から約40年が経過し、近年ではインターネットやタブレット端末等の普及やICT技術の発展により、個人、団体において手軽に映像を活用できるようになり、市立学校においてもタブレット端末等最新機器が教育に活用されているなどから、一定に教育機関としての役割を果たしたものと判断し、竹原市視聴覚ライブラリーを廃止するため、この条例案を提出するものでございます。なお、現在貸出しを行っている機器について利用可能なものは、今後も引き続き貸出しを行うことで対応したいと考えております。

施行日は令和3年4月1日です。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとお聞きしたいのは、今の説明の中に利用状況等もいろいろ報告がありました。それと、私が気になるのは、こういった視聴覚ライブラリーが教育機

関としての役割をもう終えたと、果たしたというのは明確に判断されての廃止の提案であります。そこで私が思うのは、これは地方教育行政法の法律として、これはどこにあるかという場合、何でこういうきちっとやっているかというのは、やっぱりいろんなこういう法律できちっと設置されて、そういういった教育の機会均等、学習の機会均等といえますかね、そういったことを市民に提供するということの基本的な考え方があると思うのですね。それ、まず一つ聞きたいのは、こういった条例廃止に伴ってのサービスの廃止に伴って、一つは削減効果はどのぐらいあるのかなということをもまず1点聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 今回の視聴覚ライブラリーの廃止に伴う削減効果の御質問でございます。

現在、視聴覚ライブラリーに伴う予算というものが計上いたしておりません。平成23年度頃は事業も活発に行っておりました関係で臨時職員の予算化をしておりましたが、現在予算を計上しておらず現状維持の状態で対応してまいりました。図書館のスタッフが兼務という形での対応をしておりましたので、財政効果というものは特にないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 予算上のほうは、財政健全化計画から見たら効果はないということだと思うのですね。それであとは、私がさっきから言っているのは、この法に基づいて、確かに利用者はゼロというのが現状あるのでしょうか、一つはこういう学習教育機関としての法律に基づいた、社会教育を含めてそういった法律に基づいたものですからきちっとやっぱり提供する、そういった体制だけは残す意義があるのではないかとということで、ちょっと2点目の質問としては、ここに廃止の主な理由として近年のインターネットとかタブレット端末の普及ということが大きな一つの背景といたしますか、理由というのが言われているのですけれども、こういった機器の有無というのですか、あるなしの人もいるわけですから、そういったタブレットやインターネット、そういったパソコン等を含めてある人ない人というのは、いろいろ大分普及は確かにあるのでしょうか、ある人ない人の分では格差がどうしても生じるのではないかとこの面では、どういう認識をされているのでしょうか。その対応、何かあればちょっとお聞きさせてください。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 映像機器，タブレット等インターネットが活用できる状況にない方への配慮，対応ということの御質問であろうかと思えます。

図書館において，DVDの資料収集，図書館資料としての貸出しというのは継続して行っております。これまで重複した事業になっていたのかなというところもございませう。そういった形での従来どおりの貸出しというものはこれからも残っていき，図書館での事業として残っておりますので，そういった対応で御理解いただきたいと思えます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので，次に参ります。

議案第28号市立竹原書院図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 議案第28号市立竹原書院図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案93ページ及び議案参考資料137ページを御覧ください。

本案は，市立竹原書院図書館設置及び管理条例の一部を改正し，市立竹原書院図書館の休館日を変更するものでございませう。

改正の内容につきましては，令和3年4月1日からこれまで休館日としていた国民の祝日に関する法律に規定する休日を開館日とし，市民サービスの向上を図るものでございませう。なお，これまでどおり月曜日及び年末年始，整理日を休館日とし，月曜日が祝日の場合は開館し，その直後の休日でない日を休館日といたします。来年度4月1日からの指定管理者制度の導入に伴い，指定管理者からの祝日開館の提案を受け，改正するものでございませう。

施行期日は令和3年4月1日です。

説明は以上です。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 指定管理の仕様書の中で年間の開館日数というのがあると思ふので

すけど、265日ということになっておりましたけど、移動図書館が92日ということでこの日数的には整合性は取れるのかどうかだけお聞きしたいと。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 委員言われるように開館日数265日とわかたけ号、移動図書館車92日でございます。来年度、令和3年度ベースで祝日を開館することにより14日増加を見込んでおります。令和3年度開館予定日は290日となるものと計算しております。なので、これまで以上の開館日により市民サービスの向上が図られるものと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと今の休日が増えるということは、今答弁の中で聞いた14日ということになるのかなと。その開館日がちょっと増えるということで、年間で見れば14日増えるという今答弁があったのかなということで確認と同時に、それ、指定管理者ということで提案があったということですが、そこではやっぱり何らかの人件費なりその対応をしないといろんなところに影響するのではないかとということで、その14日分の開館に伴う人件費とかというのは措置されるのかどうか、そのプラスアルファとか何か対応されるのかどうかをちょっと確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 今回、指定管理者を公募するに当たって指定管理料の基準額の積み上げに当たっては、現行の条例どおりの開館を担保することということを条件に提案を求めました。事業者の中で提案というところで祝日を開館日にしようということの提案でございましたので、特にこの祝日を開けての積算というのはいたしておりません。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

しばらくお待ちください。ありがとうございました。

午前10時12分 休憩

午前10時15分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第13号公益的法人等への竹原市職員の派遣等に関する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案について説明をさせていただきます。

議案第13号公益的法人等への竹原市職員の派遣等に関する条例案について御説明いたします。

議案書につきましては11ページ、議案参考資料につきましては13ページでございます。こちらのほうを御覧ください。

それでは、説明いたします。

本案につきましては、国の公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、公益的法人等の業務の円滑な実施を確保することで市の施策の推進を図ることを目的として、人的援助を行うことが必要であると認められる公益法人等に対して本市の職員を派遣するための規定を定めるものでございます。

条例の内容について御説明いたします。

議案参考資料の13ページのほうを御覧いただければと思います。

条例の内容については、大きく4点のポイントでございます。そちらについて御説明いたします。

まず、1点目でございます。

まずは、派遣することができる公益的法人等についてでございます。

こちらにつきましては、業務の全部または一部が市の事務事業と密接な関連を有することかつ市がその施策の推進を図るために人的援助が必要であるものについて規則で定める公益的法人等に派遣することができるものとして定めるものでございます。

次に、2点目といたしまして派遣する職員でございます。

派遣する職員については、常勤職員、再任用職員となりますが、この規定では派遣することができない職員について定めております。具体には、臨時的任用職員、任期付職員、非常勤職員、条件付採用職員、また定年退職日を延長する職員、こういったものは除くとしております。再任用職員については可能ではありますが、会計年度任用職員は非常勤職員でありますので、この派遣対象から除かれるものということによりましてお願いいたします。

す。

次に、3点目でございます。

派遣先において従事する業務についてでございますが、こちらは市からの委託を受けて行う業務、また市と協働して行う業務もしくは市の事業を補完する業務とされております。これらの業務に派遣した職員が業務従事いたしまして、より市の事業の効率的、効果的な実施が認められる場合、またはこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合、こういった業務に従事する場合、派遣期間中におきまして給料、また記載の各種手当て、扶養、地域、住居、期末及び勤勉の各種手当てにつきまして支給することができるものがございます。

4点目といたしまして、株式会社についてでございます。

株式会社につきましては、市が出資をしまして業務の全部または一部が地域振興等の公益の増進に寄与するとともに市の事務事業と密接な関係を有する、またその施策の事業の推進のために人的援助を行うことが必要である場合、こういった場合は規則で定める特定法人に職員を派遣することができるものと定めるものがございます。

施行の期日にいたしましては、公布の日としております。

議案第13号については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） ちょっとお聞きします。

まず、人的援助を行うことが必要であると認められるというふうにおっしゃいましたが、具体的にどういう場合をこれは言うのでしょうか。一例を挙げていただいたら分かりやすいのですが。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 具体には、先ほどの条例の内容の3番目、（3）で御説明をさせていただきましたが、派遣先において従事する業務が市の委託を受けて行う業務、また市と協働して行う業務もしくは市の事業を補完する業務であると、こういった市の業務を行うことによって市の事業、また施策がさらに推進されるといった場合の業務で人的な援助が行うことが必要であるといった状況の際に人的な援助を行おうというものでございます。

委員（川本 円君） それを聞いた上で聞いているのですけども、同じことを何回も聞いてもあれなので、市の施策の推進を図ることが第一条件であって、それに関わるために人的援助を公益的法人等に対して派遣できるよということなのは重々分かっているのです。では、例えば竹原市において、例えば公益的法人等というのは例えばどういうところがそうなのか。その必要か必要でないかという判断はどういうふうに判断されるのですか、を併せてお聞きします。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） まずは、派遣できる法人というところの御質問であろうかと思えます。

まず、派遣できる職員について竹原で具体的なということになりますと、今後のことになろうかと思いますが、派遣できる法人ということになりますと法の定めがございまして、その中では一般社団法人または一般財団法人、こういったところが該当になります、1点目といたしまして。また、地方独立行政法人法に規定する一般地方独立行政法人という定めもございまして、そこは本市では具体にはないかもしれませんが、大学の設置、管理を行う法人でありますとか、また水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院、こういった公益的な事業を行う法人、さらには特別養護老人ホームである、保育所、ホームヘルプサービス事業、こういったところが派遣ができる事業所と、企業となっております。こういったところに人的な派遣をいたしまして市の持っているノウハウでありますとかそういったものを、事業に従事したノウハウを持った職員が従事することでより市の施策が推進されるというふうな認識でおります。よろしくお願ひいたします。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かったか分かっていないかちょっと。その公益的法人というのはどういうものかというのは分かりました。例えば人的援助を行う必要があると認められるというのは、法人のほうから依頼があってから初めて認めるのか、それともこちらから、行政のほうから派遣しますよというものなのか。そして、誰がそれを認める。必要だ、必要でないというのをどなたが判断されるのか教えてください。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） このたびの条例案は、先ほどからお話に出ておりますように派遣先としては、一般社団法人、一般財団法人、一般独立行政法人あるいは政令で定められた社会福祉法人ということでございまして、具体的に申しますと社会福祉法人でいい

ますと、例えばですけど社会福祉協議会とか例えばシルバー人材センターもそうだろうと思いますし、広く言えば商工会議所等も入ると思っております。現在のところ、派遣先として具体的にはどこへどうこう誰をとというのは決まっておりますが、そうは申しまして今2月、3月、4月で人事に関わることでございますので、そういったことも踏まえましてこれから総合的に考えようと思っております。当然、市が一方的に決めるものではございませんし、相手方、派遣先となる相手方と話をしながら最終的には市長が決めるということでございますし、相手方の代表者とも十分精査しながら、また事務局の方ともお話ししながら最終的に同意といったことがあろうかと思っております。具体的には、先ほど来議案の参考資料の条例の内容の(3)でありますように、一般的には業務が市の委託を受けて行われている業務あるいは市と協働して行う業務とか市の事業を補完する業務、派遣によりまして市の業務の効率的または効果的な実施が認められる業務等が派遣先となる団体の主たる業務ということで、先ほど例に挙げました法人さんは恐らく関わりが深いと思っておりますので、そういったことも含めましてこの派遣先等これから定めることになるとは思いますけど、やはり委員からお話ございましたように市の業務が円滑に進むように行うというのが主の目的でございますので、そういった意味での人的援助ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ですから、こういうケースがあったときに困るから条例の整備をしておくということでよろしいのですね。実際問題そういった話がもう浮上している、そういう案件があるという話でいいですか。それだけ最後。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 具体的にはこれから詰めることもございますし、実はこの条例自体は県内他市ではもうほとんど整備されておまして、うちが残っているということで、法律ができたときに本来であれば速やかにというか早い時期に作っておくべきだったと思っておりますが、委員からお話ございましたように実際この派遣先等と動くというのはここ最近の流れもあって、本市においても他市と同様にこの条例の整備が必要だろうかということで今回条例案として提案をさせていただいております。また、動き等ございましたらあらゆる機会を通じまして情報提供、また最終的には、決定した際にはお話しすることになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） もともと人数が少ないという中で他市ではこういうことが条例化されている。それで、今の現状からすると本市の場合、人数が少ない、1人に関わる業務内容とか非常に多いと思うのですよね。そういう時期にこういう提案をされるという理由をひとつお伺いさせていただきたいなと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 人的援助ということで全体の職員数が少ない中でということの御質問だろうと思っております。人的援助という観点のほかに、皆様御承知のように公的年金の受給開始年齢が65歳というのが本格的になったということで、先ほど総務課長の説明の中で対象となる職員の中には再任用職員も含めますということでございますので、そういった意味でいいますと人材の活用というの大きな目的になるかと思っておりますので、我々現役世代といえますか、現役の職員とともに定年退職を迎えまして再任用となる職員についてもこの制度の対象ということで今回大きな条例の目的と思っておりますので、人的援助とともに人材活用という面もあろうかと思えます。確かにおっしゃるように少数の職員数で業務をやっている中で相互派遣ではなくてこちらからの派遣という、職員の派遣という面はあろうかと思えますけど、そういった面も含めましても総合的に関しまして市の円滑な業務ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） この春には退職される方もおられる、定年でということもあると思えます。この時期に合わせて、例えば表現は悪いですけども、天下り先のようなことということに市民から言われないようにしないといけないのではないかなど。なぜこの時期なのかなど。ちょっと理解をしていただくためには相当その派遣先で御活躍をしていただいて、さらに市にとってもプラスになるというものが市民の方々納得できるような、どうせ法整備するのでね、しないといけないかなと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） おっしゃるとおりこの時期というのが、先ほど言われた関

係もあろうと見られる方もあるかと思いますが、実際条例案を先ほど申しましたが県内の市の中でもうちが制定できていないという面もある中で、先ほど申しました年金の関係とか総合的に考えまして今回この時期になったということでございます。仮に派遣をする職員が出た場合は、おっしゃるように市民の方が納得される、理解されるような業務の進め方とか派遣された職員にも当然そこで頑張っていただかないといけないわけでございます。それで後に続く職員のことも含めましていろいろ総合的に考えた上で取組を進めてまいらないといけないと思いますし、それが実際の業務の推進につながると考えていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） これは公務員共済というのは派遣先団体のほうからになるものなのか。そこら辺を最後の質問とさせていただきたいと思うのですが。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 共済、いわゆる社会保険とかその部分であろうかと思いますが。条例の中で本市の関わりの深い業務に職員を派遣する場合におきましては、派遣期間中市から給料等を支払うことができるというふうになっております。そういった場合は、竹原市職員の身分を有するという場合におきましては、本市の職員は市町村職員共済組合のほうに加入をしておりますので、もし常勤職員でありますとかフルタイム職員である場合は本市の共済制度により加入をいたします。もし、先ほど来再任用というお話ございましたが、短時間職員の場合は市町村共済組合の対象と時間的になっておりませんので、そういった場合はいわゆる協会けんぽ、厚生年金等の加入という形になろうかというふうに理解しています。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今いろいろ説明を聞いて、この参考資料の13ページのところにもどういった団体への派遣かということがちょっと説明がありました。率直に聞きたいのは、さっき中に一部水道事業というのがちょっとあったものですから確認しておきたいのですが、県内今水道広域連携に関わっての派遣ということもいろいろ言われたりしております。ですから、明確に今の段階では県内水道事業に関わる分とはその派遣に関わるのと全く関係ないというふうに理解していいのかだけをちょっと確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 水道事業の関係は企業団というのが予定されておりますので、それは通常の一事務組合と同じような特別地方公共団体となろうと思いますので、今回の条例案とは関係はございません。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 確認させてください。

派遣ということなのですが、これは法律であるのだと思うのですが、双方の会社は何%ずつとかそういう給料の出し方ですね。派遣という名前においても全額市が給料出すのですか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 条例の説明の（3）にもございます。派遣先において市の関連の深い業務を行う場合には、その期間中、給料、各手当を支給することができる。この支給は市からの支給ということでございます。

委員長（今田佳男君） （3）番ですね。できる規定であります。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今、総務課長申し上げましたのは支給することができる規定でございますので、条例の中で給与を支給することができるということで、法律の中では相手方、派遣先のほうが払う場合もあるということでございますので、先ほど申しましたのは条例上で支給することができる規定ということでございますので、両方で何%というのはないと思いますけど、そこはそういう規定でございます。

委員長（今田佳男君） 大川議員。

委員（大川弘雄君） なんかそこらが勘違いされやすいのだと思うのですよ。実は、僕も派遣の経験があるので、出向だったですけどね。要は、出向の感覚だと相手さんのところの給料で行くわけですけども、もともとのベースが1,000万円だとしたら1,000万円もらいながら相手の給料が600万円、600万円は相手が出して私の会社のところが400万円出すみたいなね。相互で協力し合いながら人材をとということなのです。その辺をこれだと全部出すように読まれる方もおられるので、その辺はちょっと正確になった時点で、相手さんとの交渉でしょうけども、そこらを表現しないと竹原市は全部出すよというとなると難しいと思いますよ。ぜひ表現してください。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今、お話伺ったことは当然整理してから参りたいと思います。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第19号竹原市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案第19号竹原市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書の33ページ、議案参考資料の25ページを御覧ください。

議案参考資料のほうで御説明をいたします。

まず、本案の提案の要旨についてでございます。

本案は、本市の出張所におけます取扱件数の減少などを踏まえまして、吉名及び荘野の両出張所につきましてこの機能を廃止し、その窓口機能を本庁へ集約するものでございます。あわせまして、両出張所に設置をしております掲示場についてもそれぞれ廃止するものでございます。

改正の内容についてでございます。

議案参考資料の26ページを御覧ください。

新旧対照表をおつけしております。こちらの今回の改正につきましては、出張所を廃止するというところでございます。条例名から出張所を削除することといたしております。あわせまして、出張所の名称、また位置についても削除、削るものでございます。

次に、27ページでございます。

竹原市の公告式条例の中におきまして、公告、掲示場を設置しております4か所のうち吉名町及び新庄町のそれぞれの出張所の敷地内にございます掲示場を廃止するため、削るものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

竹原市職員の給与に関する条例中、出張所を廃止することから、出張所の所長、また専門員の職名をそれぞれ削るものでございます。

25ページにお戻りください。恐れ入ります。

以上によりまして条例を改正することでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日ということでございます。

議案第19号の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） この件に関しては一般質問でもやらさせていただいたので、そのとき大分把握はしているのですが、本定例会の初日で一括質疑でも出ました。ここで個人的に問題と思っているのは、いかにその地域の皆様にこの事柄を、廃止になるということは周知できたのか、また本当に皆さんが承諾したのかに尽きると思うのですが、私の記憶の中では1月だったですかね、説明会が1回行われた。午後に1回、夜に1回、吉名の場合はそうでしたが、計7名の方が来られて説明会を開かれました。コロナ禍ということもあって大勢を一遍に集めるということは確かに物理的に不可能というのは重々分かっていますが、それで果たして皆様に今回の廃止というのは十分伝わったと。どういう認識でやられているのか、ちょっとその辺りを教えてください。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 住民の皆様への説明についてでございますが、それぞれ吉名地域、荘野地域、地区におきまして説明会を実施しております。説明会の時期につきましては、12月ということでございます。吉名地区につきましては12月21日に午後、そして夜間、2回、そして荘野地区につきましては12月24日にそれぞれ同じように午後、夜間ということで説明会を開催をさせていただいております。先ほど委員のおっしゃいましたようにコロナ禍ということございまして、参加される方、御案内をされる方というのを自治会長でありますとか地区の地区社協、また女性会、こういった方々に絞った形で御案内をさせていただき、説明会をさせていただいたところでございます。その中で本市の今後の出張所の考え方について御説明をさせていただいたところでございます。あわせて、地区内の住民の皆様に対しての説明でございますが、年が明けまして1月5日の広報紙、広報たけはらの発行に併せまして、出張所窓口業務の本庁への集約についてということでお知らせのチラシを対象となる地区の全世帯に配布をさせていただいたところでございます。その上で、一旦皆様のほうには御周知をさせていただきました。その後、

御意見等をいただいたところではございますけれども、今回コロナ禍で議案として上げさせていただきまして、当然この後につきましても住民の皆様には再度住民周知は図ってまいりたいと考えておりますし、その方法につきましては地区の関係者の方との御意見も伺いながら、どういったやり方が好ましいかというところについても御相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 今後の広報活動についてはこれからというお話でしたけども、議案もう提出されているわけですよね。どのタイミングでやられるのですか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 先ほど総務課長のほうから説明会から今までの取組という中で、当然チラシ等とはほかに出張所の窓口来られた方に対しましても職員のほうからこういう予定ですということです。途中、中国新聞等でも報道がありまして、その点でも見られた方から問合せがあったというふうに聞いております。説明会で地域の各種団体の方に御説明をさせていただき中で、当然代替えの手段等についてもお知らせする中でそこは一層の御理解をいただきたいと思っております。ただ、廃止に関しての問合せということで大きな反響があったというのは当然聞いておりませんが、さりとて委員がおっしゃるように十分な周知という点ではちょっとコロナということは大変難しい面はありますが、そうは申しましても工夫しながら、特に廃止後の代替えのことについては一層の周知は必要であろうと思っております。気づかれた方が4月1日以降に知らないまま窓口へいらっしゃるよりは当然予備知識としてこういったことがあるよというふうに、このたび2月4日からコンビニの交付も始まっておりますが、そういった面も含めまして周知はとても大切と思っておりますので、そこは取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） その説明会するとき、私もちょっと行かせていただいたのですが、当然地域の方からは、お年寄りはどうするのだというお話が大半を占めていたようでございます。それに対して今回一括質疑の答弁にもあったように代替手段として説明員でしたかね、を置いて、曜日とか時間は限定されるのですが、1年間はそれで対応していくのだというふうなお話だったと思います。それをその地域の皆様にどういう形でお知らせをする

のですか。それを具体的に。当然広報とかそういった話になってくるとは思いますけど、そういったものは今もう作られているのですかね。それも併せて。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） やはりチラシと広報ということで委員からお話ございました。3月の広報でも当然対象地域にチラシをお配りするということです。広報紙のほうにも3月、4月と関連の記事は掲載することとしておりますし、タネット等も活用して十分な周知を図りたいということです。それとあと、各種団体とやはり地域に一番密着されている方をお願いするようになると思っています。方法はいろんなことがあろうと思います。コロナが幸い今のところ18件以降は出ていないと思いますけど、さりとてまだまだこのように寒暖が激しい日が続きますので注意は必要と思っておりますので、ちょっとそこは工夫しながら、また委員のほうにどういった方法が一番適切かというのは御相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） その広報にチラシ、恐らくね、そのチラシはもうあらまし作られているというふうな情報が私のほうには入っているのですが、もしあるのであればちょっとこの委員会中に資料請求という形で提出を求めたいのですが、ちょっと委員長、お諮りを願いますか。ないならいい。

委員長（今田佳男君） 現状どうかだけ。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） チラシの素案と申しますか、そういったものはできておりますので、ちょっと内容を詰めるべきことがございますが、基本的には週に2回ほど各地域交流センターへ連絡員を配置ということも先般の一括質疑等でもお答え申し上げましたが、それが基本になりますので。チラシの原案できておりますので、ちょっと細部を整理しましたら提出できる段階となっているのは御理解いただきたいと思っておりますので、そこはお見せできると思っています、チラシ関係につきましては。

どっちにしても3月にお配りすることにしていきますので、基本的には対象地域に。

委員長（今田佳男君） 議案段階で開示というか見せてもらえるということですか。

総務企画部長（平田康宏君） はい、いいです。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ぜひとも見せていただけたら、よろしく願います。長々1人が

しゃべってもあれなので。

最後に、やはり今回の出張所の廃止ですか、提案があってから実際地域の説明会、1回こっきりだったわけですね。何回も言うようですけど、やっぱり周知徹底するにははちょっと期間も短かったし、回数も少なかったと。それで、説明会へ行っても特にその後反論がなかったというふうな捉え方をしているようですけども、やはりこれ、行政サービスの低下です。地域に住まれている方にとっては非常に痛手ということは間違いないわけでありますので、もし今後こういった財政健全化に伴う行政サービスの縮小の案件が出た場合、いかに言ってももっと早い段階で、当然僕らにもそうですし、その対象となる地域の皆様に早めにお知らせして相談なり何なりやっぱりすべきだったと僕は強く思うのですけども、そのことについて最後どういうふうに思われるかお聞きします。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） おっしゃる点は確かにあろうかと思っております。一昨年の12月で、全員協議会のほうで、財政健全化に関する取組ということで事務事業の見直しの一つとしてこの出張所に関することは御説明させていただきました。それ以来、コロナのせいがあったと言いながらも、委員おっしゃるように十分な説明会の中で、多人数は無理としても結局説明回数のことと内容のことというふうに承りますが、そういった面では今後の反省点としては踏まえなきゃならないと思っております。ただ、今回行いましたのは、やはり事務の取扱件数の減とか総合的に考えた上で行っているものでございます。お話ございましたように今後同様のと申しますか、住民サービスに直結する内容についてその取組内容等を御説明する場合は、やはり複数の機会とともに詳しく分かりやすい説明というのは大切と思っておりますので、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） もっと本来ならば手を入れていかないといけないところがあるのではないかな、事務事業の見直し。例えば隣保館とか教育集会所、地域集会所。窓口業務って本当にいかに大切かということが行政サービスのまず入り口だと思うのですよね。そこを削減すると、廃止するということになったと思うのですけど、事務事業の廃止に伴う人件費だと。では、人件費の削減効果、効果額はどれぐらいなのかという質問等々あったと思います。駐在員の廃止によって410万円ということであったと思うのですけれども、

吉名出張所， 荘野出張所を廃止するに当たってそれぞれ本当に幾らぐらいの金額が削減できるのかということがまず一点伺いたいなと思います。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 出張所の廃止に伴う削減額についての御質問でございます。

こちらにつきましては、やはり一番大きなものとしては人件費ということになるかと思えます。現在、2つの出張所には常勤職員がそれぞれ1名ずつ計2名、非常勤であります会計年度職員がそれぞれ1名の2名、計4名の人的な配置を行っております。その4名での人件費が約2,000万円弱という形になっております。また、施設の管理費用といたしまして、こちらは予算書ベースではございますけれども、74万8,000円ということでございます。しかしながら、特に吉名出張所など施設としてそのまま機能が残りますので、地域交流センターの機能もありますので、そうした部分での施設の管理料というものはある程度今後も残っていくものであろうかと思っております。例えば浄化槽の管理料でありますとか火災保険料とか、こういったものが挙げられます。その全てが削減額にはならないと思いますが、おおむねそういったものも含めまして2施設で2,000万円程度であるというふうな認識でおります。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） そもそももっとほかに削減するところがあるだろうと。だけど、その窓口業務というのはコロナ禍でいろんなことを聞きに行きたいなという高齢者の方がおられると思います。そういう中でこういった住民サービスの窓口を削減するというに至るわけなので、それであるならば事務事業の廃止、公共施設の総合管理計画に基づいて延べ床面積38%だったですかね、を削減を目標に掲げているという一方では、これ30年間でやっていこうという目的があると思うのですが、先ほど言われた吉名出張所はそのまま残るといふことになるかと公共施設の総合管理計画と整合性が取れるのか、38%削減目標までにまず第一歩ということで荘野出張所の延べ床面積になるのか。というか場所とか本来の住民サービスの人であるということ、そこを見ないで一体、確かに人件費って重要ですけども、大きな削減になるということは大事だと思うのですが、本当に混乱が生じないのかなということを感じますし、誰が、リーダーシップなので市長だと思えますけども、一体どういう選択肢を持ってされるのかなと。先ほど言ったように隣保館とか教育施設、地域集会所等々窓口業務ではないようなところがたくさんあると思うの

ですけれども、今回の議案第19号に対して荘野出張所と2つの出張所を廃止するというのもう少し説明をいただきたいなど、住民が分かるような説明を。皆さん言われるのですよ。こういう窓口業務のところを廃止するよりは、もっともっと手をつけないといけないところがあるのではないかと。コロナ禍でいろいろ住民が混乱していますよ。ますます地域が大事と言われているときにどうしてこういうところを削減されていくのかなど。そういう判断はどういう基準があるのかなということを伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） いろいろお話伺いました。委員から常日頃、人が大切ということでお話はさせていただいております。そうした中でございますが、事務事業の見直しにつきましては以前もお答え申し上げたかもしれませんが、費用対効果とか住民ニーズ、特に人口減少に伴いましてあらゆるニーズの変更もあるという中で、繰り返しになりますけど、事務の取扱件数の減というのが大きなものでありながらもそういったニーズの移り変わりによって利用が減少した事業につきましては廃止、縮小等が必要ということから、この出張所に関することも事務事業の見直しの1項目となっております。おっしゃるようにコロナ禍でございますので、いろんな不安な面もあって御相談とか何かこれ聞きたいなということがあった場合にあるものがなくなるというのは大変そこは残念に思いますが、そうは申しましても総合的に考えました上でこのことでございますので、先ほど公共施設等の総合管理計画のこともございました。30年間で面積38%減という目標を掲げておりますので、それもやらないといけませんし、当然その施設の中にはおっしゃるように教育集会所とか通常の集会所とかいろんな面もあると思いますので、今承った意見は大変重要と思っておりますし、地域の住民の方からしたら他の委員さんもおっしゃられてましたが、ある面にぎわいの創出が失われるという面を捉えている場合もございますが、そういった面も踏まえまして今回今後に生かしていくには、各地域には地域交流センターもございますので、市内に13か所というのはなかなか市内全域にこういった交流センターがあるのは他市ではあまりないと思っておりますので、その辺の活用も今後は視野に入れながらその在り方も含めてでございますが、そういった面も含めまして総合的にどう進めるのが一番いいかというのがございますので、健全化ありきではないかと言われてたらそうかもしれませんが、それだけではなくて全体的なニーズを踏まえた上での対応ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） この議案を上げた以上は、先ほども部長もおっしゃられたようにまだまだ手をつけていかないといけないところというものが有りますので、ここは英断をしていただいて様々な御理解をいただけるような方向にさせていただきたいなというふうに思います。今までの業務内容の代替措置として、皆さん心配することはないですよ、地域交流センター等で対面でいろいろお話を伺うことも有りますよというようなことの表現をしていただければ、住民の方々も少しは心配事から少しずつ減るのかなというふうに思いますので、そういったことも踏まえて地域交流センターの役割も様々でありますけれども、とにかく不安なのです。だから、少しでも安心できる窓口というもの、人と会える場所というのを確保していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。

委員（道法知江君） 答弁お願いします。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今お話を伺ったことは踏まえまして、特に市民の皆さんが不安とかそういったことがないように取り組んでまいります。よろしく願いいたします。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確認を含めてお尋ねしたいと思うのですが、さっき私もこの折いろいろ事務事業、財政健全化の中の一環でこの今回の提案の分は、第19号の提案では2か所の出張所の廃止ということで、それに伴う削減効果、市としての削減効果をお尋ねしました。それは先ほど削減の内容をお聞きして、ちょっと気になったのは人件費の部分ですよね。そこは施設がなくなったらその施設の配置の人件費というのは消えるのだけれども、市全体のやっぱり事務事業の見直しから見たらちょっとそこは不正確ではないかなということで、改めてこの2か所の削減効果と申しますか、廃止に伴う削減効果を施設の方では75万円弱という答弁がありました。ところが正確なのではないのかなということ。をちょっと確認しておきたい。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 削減効果の御質問でございます。

確かに人件費といたしましては、配置しております職員4名の今後の配置について当然出張所から引き上げると申します。市の本庁内等ほかの施設も含めましてに配置するというので、その職員分がそのまま削減されるわけではございませんが、その

職員の配置に伴いましてその後の採用でありますとかそういったところでの抑制といたしますか、調整といたしますか、そういった部分での削減というものが発生してこようかと思っております。それは非常勤職員、会計年度任用職員についても同様であろうかというふうに考えております。よって、2,000万円弱の削減効果というものは当然あり得るというふうに考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） そこはちょっと正確に対応していただきたいというのは、配置とかいろいろあるのしょうけれども、今言えることはその施設に伴う効果というのは先ほどの削減効果かなというふうにちょっと理解をします。

それともう一つは、いろいろ市民サービスの低下云々ということは今までも言われたし、先日の質疑でもありました。それでサービスの低下というのは間違いないと思うのですけれども、私はそれプラスに公共施設が果たす役割というのは市民サービスの実務的な申請受付、そういったサービスが中心になることは理解しますけれども、もう一つはいろいろこれまで公共施設の役割を申し上げてきました。そこに地域における役割というのはちょっと漠然といたしますか、言い方になるかもしれませんが、その公共施設があることによって地域ににぎわいなり、やっぱりそれが大きなもう一つの役割になると思うのですね。ですから、それがやっぱりなくなってきたらその地域が本当に寂しくなるという大きな要因にもなるのではないかなというのがあって、地域交流センターは今まであるわけですからこの活用も大いにしてもらわないといけませんけれども、もう一つは地域の公共施設がなくなるということに対してはにぎわいがやっぱり減少するといいますか、そこを失うのではないかということで、これに代わる対策がやっぱり、すぐ答弁できるかどうか分かりませんが、しないと先ほど言ったような人口減少ということには防止といたしますか、抑止というのなかなかやっぱり効果がないのではないかなということで、公共施設の果たす役割、これがなくなることの役割について、私が今率直に上げた意見についてどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

委員のほうからも先ほどありましたにぎわいということも、以前から伺っております。公共施設があったものがなくなるということで地域の説明会等でも、仕方ないのかもしれ

ないけど、さみしさは感じるという声は確かにございました。説明会の後にもそういったお声があったというのは認識しております。ただ、そうは申しましても今回廃止することによりましてその代替手段の中で委員のほうからもお話ございましたが、地域交流センターが市内に13か所あるということで、先ほど道法委員さんの質問にもお答えしましたが、その地域での役割ということで身近な施設として地域交流センターがあるわけがございます。そうした中も含めまして、今後においてはその地域交流センターの役割を、委員がおっしゃるように公共施設の地域での役割というのは大きなものがあると思っております。そのほかにつきましても、地域でその地域交流センターを中心といたしまして各種団体とのつながりもあろうかと思っておりますので、そういった面も含めまして公共施設、いろんな種類がございますけど、一番身近なのは地域交流センターと思っておりますので、委員のお話も踏まえまして今後いろいろな取組を行いながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 端的にしますけど、そこのにぎわいが大切だなということは再度指摘しておきたいのですけれども、率直にもう一回確認しておきたいのは、事務事業の見直しの中に入っているというのは承知して伺っているのですが、そういった中で人件費というのは先ほどいろいろあったけども、直接的な分はやっぱりそういった施設の七十四、五万円でしたかね、そういった削減は明確になるのでしょうかけれども、私が言いたいのは事務事業の見直し、財政健全化と掲げているけれども、極端に言ったら七十数万円のお金の削減というよりは、先ほどほかの人にもありましたが、どこかもうちょっと削るところあるのではないかと、同じ道、財政健全化やるのならね。ということで、私は74万円を、その2つの廃止で七十数万円を減らすということプラスに事務事業の不便さのプラスににぎわいというのかね、ここはやっぱり計れない74万円以上の、数万円以上の竹原市としても失うことになるのではないかなということは、率直にどうでしょうかね。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 七十数万円というお話ございますが、繰り返しになりますけど、今回の廃止は財政健全化に関する取組の中での事務事業の見直しということでございます。要因は事務取扱件数ということで、訪れていらっしゃる市民の方が少ないというのが大きな中で、その窓口に来られる方が少ない中でその費用対効果というのも大きな

要因だったと思っております。委員がおっしゃることも確かにあるかもしれませんが、ほかにやることあるのではないかということでございますが、そうは申しましても全体的に考えてニーズの話とか費用対効果踏まえた上でそのほか、ほかの事務事業の見直し項目もございまして、金額面だけ言えば確かに少額な面はあるかもしれませんが、先ほど総務課長も申しましたが、全体の人件費を考えた上では採用抑制ということでそちらの効果には当然つながっていると思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで、この時計で15分まで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第23号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） それでは、議案第23号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書は47ページ、参考資料のほうは43ページでございますが、別でお配りしております令和3年度竹原市行政組織の改正についてというA4の縦置き資料のほうで御説明をさせていただければと思います。

議案第23号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案についてでございます。

資料の2ページをお開きください。

この条例案でございますが、案の要旨といたしましては、第6次の総合計画の着実な推進に向けて限られた職員数を適切かつ適正に配置することで迅速な意思決定及び組織横断的な事務処理ができる組織体制とするために必要な規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、1ページ前、1つ前、1ページのほうを御覧ください。

改正の内容でございますが、機動的、効率的な組織体制にするためということで、現在

の6部1委員会制から4部1委員会制へ体制を見直しを行いたします。現在の6部というのが、総務企画部、地域振興部、市民生活部、福祉部、建設部、公営企業部の6部と教育委員会の1委員会になっておりますが、これを令和3年の右側の表になりますけれども、総務企画部、市民福祉部、建設部、公営企業部の4部と教育委員会の1委員会、この体制へ見直しをするものでございます。

具体的な内容といたしましては、3ページをお開きください。

今回のこの部の再編によりまして産業振興課を総務企画部へ移管いたします。これによりまして、第6次の総合計画と総合戦略における取組の重要なキーワードとなっております移住・定住、シティプロモーション、地方創生など相互密接に関係する分野についてより一層連携した取組を進めてまいります。

次に、4ページをお開きください。

市民生活部と福祉部を統合いたしまして市民福祉部を設置し、そちらへ地域づくり課を移管いたします。これによりまして、事務の効率化を進めるとともに市民の相談内容に応じた対応等の調整を行いやすい体制といたしまして、市民サービスの向上を図り、市民生活全般に関わる施策を一体的、総合的に推進してまいります。

最後に、5ページを御覧ください。

下水道課を公営企業部へ移管いたします。こちらは、下水道事業が地方公営企業法の適用による公営企業会計へ移行したことに併せ、水道事業と連動させながら事業運営に取り組むことができる体制を整えるために行うものでございます。

この条例案についての御説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 何年前かはちょっと忘れたのですが、以前もこの事務分掌の条例を変更して組織編成をされました。今回も、提案の要旨の中で組織横断的な事務処理ができる組織体制を構築するためという理由で変更されたと思います。そういう記憶があります。違いはその上のところの、限られた職員数を適切かつ適正に配置することによる、これは以前にはなかった言葉でございます。正直言いますと、3月末をもって退職される方はもう結構部長クラスでいらっしゃるわけですね、実際。ですから、今回の条例を改正する一番の理由というのは、事務処理ができる組織体制を強化なり構築するというよりか、

限られた職員数で回すためにはどうしてもこういう形になったのだよというような解釈でよろしいのですか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 実際、職員数全体も定員の管理上徐々に減らしておりますので、その定員を勘案した適切な配置というのを考えていく中で、こういった組織体制が今考えられるベストなものではないかということでこの案を提案させていただいております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） だから、人数が減るからこうなったのだよということですね。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

少し大きな声でお話してください。

企画政策課長（三上満里子君） すみません、分かりました。すみません。

そうですね。これから人数も減っていくので、それに併せてということですよ。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） だから、メインはそちらにあるということですよ。というのは、あまりころころ変わるのはい個人的にあまり好きではないですけど、うちの常任委員会にも影響してくる部分だと思うのですよね、管轄が変わってくるというふうなことがあったので。例えば、こういった事務分掌の条例を改正するという案が出た時点で各常任委員会の委員長にその報告なり相談なりというのはされていますか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 議会の常任委員会委員長というよりは、正副議長のほうには事前にこの組織の改正については情報提供しております。

以上です。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） これは私からの提言でございますけど、議長と副議長には説明したということなのですが、実際問題いろんな条例案であるとか議案というのは今回のように常任委員会で諮られるわけでありまして。やはり委員長ぐらいには最低でもお伺いなり、お伺いというのはおかしいが、報告なり何なりするべきではないかと、今後にはですね、思いますけど、ここの点についてどう思いますか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今回の議案について正副委員長に全く説明していないということはございません。事前に説明は当然しております。委員がおっしゃるのは、恐らく議案が提出される前に時間的余裕を持って事前の説明という意味であろうと思いますので、その点はちょっと踏まえてまいらないといけない面はあると思います。

以上でございます。

委員（川本 円君） はい、分かりました。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ありますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 先ほどの課長の答弁で私はちょっと引かかったのですが、これ決して等級とか階級とかのため、そういう人たちの、部長が勇退されるということもありますけど、人が少なくなるから等級、階級の問題もあって、そこをだから適材適所になるべき人が少なくなるからこういった事務分掌の見直しみたいな表現で聞こえるのですが、それだと本当に市民の方たちにとって、本当にそれで安心・安全な竹原の地域なのかな、竹原市なのかなというふうに不安を持ってしまいますので、そういうことではなく、中身をより充実するためということだと思います。議案第23号を見させていただきますと、第6次総合計画の総合戦略におけるというこれはここ一番重要なところで、移住・定住、シティプロモーション、地方創生、ここをより一層強くしていくということだと思います。

では、そこでお聞きしたいのですが、いわゆる地方創生の第1期、今第2期目に入っていると思うのですが、第1期、これに対する成果をどのように解釈されているか伺いたいと思うのですが。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） すみません。言葉が足りず申し訳なかったのですが、減っていくことに併せてその少ない中で適切に業務を遂行していくためにはどういった配置が適切かということを考えての今の提案している体制とさせていただいております。ですので、決してただ人件費とか等級がとかそういったことでこの役職の置き方であるとかそういったことをしているわけでは決してございませんので、そこはすみません、説明が、言葉が足りずで申し訳ございませんでした。そういったことではございません。

御質問のありました第1期の総合戦略の成果をどのように考えるかということでござい

ますけれども、成果として十分出てきていない部分があるからこそその第2期ということなのかなと思っております。そういった意味で恐らく人口減少とか転出超過の部分は目標もあったと思いますが、そこはまだ改善が十分ではないとか達成していないところだと思いますので、そこを強く取り組んでいくということで移住・定住のことであったり、シティプロモーションであったりだと思います。そういったところをより一層同じ部内でより協力して取り組んでいきたいということでの今回の改正案でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 地方創生ということの目標というのを改めて確認しないといけないと思うのですが、人口減少の克服とか、それとか地域経済の活性化というのがやはり地方創生にはうたわれているものであると思います。そこをさらに移住・定住、シティプロモーションによって強くしていくということだと思うのですが、現段階のシティプロモーションも含むいろんな成果というのはこれから今後いろんな方が質問されると思いますが、プロモーションというのは本来は民間の企業が経営とか活動の一手法としてされるというふうに思っているのですが、それを行政で取り込んでいこうということだと思いますが、そうするとやはり現段階では竹原市の場合のシティプロモーションはどうか、移住・定住はどうか、では地方創生に向けてどういう今の現状なのかというものも踏まえた上で、ここをボトムアップしっかりしようということで事務分掌、この職員の配置になったのかなと私は思うので、それに対して何か御意見があれば伺いたいと思うので、どういう目的でされるのか。ここ、本当により一層取組を進めていくというふうに書かれていますので、その辺をもう少し詳しくお知らせいただければなと思います。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） より一層ということでも取組のほうは様々行っておりますけれども、なかなか今個別の取組としてはあるのですが、その組み合わせとていうか、連動させていくというようなところがまだ十分できていないかなというふうに思っております。なかなか予算をたくさんかけてできている事業ばかりではありませんので、そういう様々なものを組み合わせた形で少しボリュームを見せてといったような、そういう取組の仕方が必要なのかなという中でそこが今の体制で十分できていないという課題があると思いますので、そういった面を解消しながらより今以上に取組を広く、一層皆さんに認識、認知していただきながら取り組んでいきたい、そういう思いでこの体制としたいと思っております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 言葉だけが一人歩きするようなことにならないように、シティプロモーションってのをずっと言われて活動を進めてこられているの分かっておりますけども、やっぱり現段階でのシティプロモーションの成果とか効果とか今どうなのかとか、また自治体におけるマーケティングの視点というのは十分なのかどうかということも踏まえて、経営手法という感覚でぜひ対応していただきたいと思うのです。この点についてどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） キーワードで委員のほうからございましたように、移住・定住、シティプロモーション、地方創生ということでございます。確かに我々も進めていく中で、おっしゃるように第1期については人口減少と少子高齢化がストップがかかっていないということから国全体として第2期、5年間の計画が継続されているということでございます。この間におきますけど当然地方創生には国との関係がとても密接でございますし、先ほどプロモーション、企業のこともおっしゃられました、当然地域と民間企業のつながり、これも大切でございます。さりとて今広域的な事業ということで周辺との市町との連携というのも当然大切でございますので、そういったことで業務推進とともに我々竹原市が個性あふれるということでシティプロモーションも、情報発信も当然シティプロモーションの大きな核でございますし、我々が日常業務で市民の皆様と接していることも、これももうシティプロモーションでございますし、それで内外に伝わるように1つの取組としては竹原ファンクラブということで行っている中で、市内、市外の方、県内、県外の方ともつながりを深めるということで一層そこは取り組んでいくということです。まずは、竹原を知っていただいて、関わりを深めて、移住・定住につながれば一番いいと思っております。当然、県内からの移住と申しましてもっと広い意味で、特に首都圏辺りからもっと多くの方が呼び込めれば、その方たちが来られてまた口コミなり、「いいところだよ竹原」と言っただけのことであればそこもつながりますし、広い意味で竹原市が大きくまた地方創生、ちょっと大きくなり過ぎるかもしれませんが、そのこと自体で地方創生ではないかもしれませんが、そうは申しまして小さなことが一つ一つの積み重ねと思っておりますので、今委員からおっしゃられたことも踏まえまして、おっしゃられたように言葉遊びにはならないようにそこは努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後、6部から4部にということですので、そうなると連携がしっかり取っていただけるであろうというふうに期待しておりますので、どうぞよろしく願います。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 以前から私はこの組織体制については個人的な考えを持っておりますので、少し違うとは思っていますが、市長を含め皆さんが働きやすい職場を作っていたければいいと思います。ただ、今の体制ではここがいいというふうに判断したのでしょうか、将来的にはもっともっと課長、係長が活躍できるような体制にしていく必要があると思います。これで少し変わるのだと思うのですが、ぜひ若い人たちの力を発揮できるような組織であってほしいと思いますけども、ぜひそういった工夫をしていただきたいと思います。その点をぜひ力説してください。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 今回、部の再編によりまして運営組織を改正させていただきました。おっしゃるように働き方改革につながるかもしれませんが、働きやすい職場というのが人の活性化と申しますか、そういうのもつながると思っております。今回再編を行うということで、先ほど川本委員から以前のこの部の再編というのは平成28年だったと思いますが、それから約5年がたつということで、一定の期間がたったことから改めて組織を見直すということでございます。職員数の話とか実際厳しい財政状況を踏まえた中で費用対効果という面もあろうかと思えます。部が巨大になったから人と人が距離が遠くなったなら仕方ありませんので、おっしゃるように課長、係長が動きやすいとか機動的ということで今回も理由に上げておりますので、そういった意味で動きやすい、風通しのよい職場環境というのは必要と思っておりますので、その点は踏まえてまいります。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、何点かちょっと聞いてみたいと思います。

先ほど、今の説明で現行が、この1ページのほうを見ますと市長部局での6部と15課

で21人の部課長になろうかと思うのですが、それが今度4部と15課ということで19部課という管理職の数になると思うのですね。それで、私は常々思っているのは、竹原市の2万5,000弱の小さい市の人口、自治体の中でこういった、やっぱり管理職部分がかんなに必要なのかなということが大変いろいろこういう組織改定があるたびに申し上げてきたりしました。竹原市としても、以前部長制は廃止するというのもやってきて、またそれが復活して、その管理職分が今回ちょっと少しは減っていますけども、ということで管理職分が維持されて、特に現場での職員の数というのはだんだん減らされたり非常勤のほうに切り替えられたりということで不安定な状況が作られているという面では、竹原市でどこまでできるかという面では、一つは思い切ってここでちょっと聞きたいのは部長制の廃止というのですかね。こういうことは検討の思案に入れたことがあるのかどうかというのをちょっとまず聞いてみたいし、部長制を廃止すればいろんな人件費で、大ざっぱになりますけどもどのぐらい削減できるのかなということもちょっとまず最初に聞いてみたい。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 人件費がどれぐらい違ってくるかというところは、ちょっと申し訳ございません、今数字もございませんし、お答えしかねるのですけれども、部長制を廃止したというか以前部長制を廃止した時期もあったと聞いております。ただ、実際その後、やはり部長制が再度しかれることになってまいりますとおり、結果的にその部長がいなくて調整を取りながら一緒に協働で取り組んでいくというような、そういう辺りのなかなかマネジメントがしっかり効いてこなかったというのが、そういうことで市の業務を運営する中で非常に難しかったということがあり、また再び部長制をしいたというふうに聞いております。やはりなかなか課長のマネジメントだけで物事が全て進むということは難しいと思いますし、大体竹原市と似たような規模の市であったり町であったりといったところも同じこのような課であったり部であったり、もう少し部が多いところもありますけれども、大体このような規模感での組織となっております。決して竹原市だけが過剰に管理職が多いとかそういったようなことではないと思っておりますし、実際にはもう少しスリム化できる場所が出てくるのかもしれませんが、今の段階ではこれが適正な配置だと考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） あえて以前部長制そのものを廃止したということもちょっと今お知

らせしました。それで、特にこういった人口の減少があつて小さい竹原市の町なのですけれども、そういった中で気になるのは、部長と課長の体制そのものがあまり変わっていない。今回若干減るといふのがありますけど、基本的には部課長は変わらない、数は変わらない。しかし、市民ニーズは、いろんな権限移譲等含めて現場での職務の量といいますか、業務量は増えていると思うのですね。ですから、やっぱり本来さっき言った定数の問題があつて状況を言いました。ですから、本来はそういう市民ニーズとかいろんな市民関係の事務を現場でやっぱりやるためには、本来人を私は増やしてほしいというのがありますけれども、そういった拡充をしなくちゃいけない。そういったところと、あとは管理部分がここまで必要なのかという面では、ここに書いてあるような機動的、効率的な組織体制という面では、課長があつて、部長があつて、事務方のトップは副市長ですから3重構造といいますか、それになっている。そこを部長制を抜けば、課長と今度は副市長、今度全体の副市長の事務量は増えるかもしれませんが、そういった小さい町の部分では機動的、効率的な対応は部長制がないほうがやっぱり効果的に迅速にできるのではないかなどというのがちょっとありますけど、その点をもう一度、そうではなくてこのほうがいいのだよというのが分かればちょっと教えてほしいなど。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 確かに、平成8年に部制を廃止した時期がございました。その際はやはり委員のほうからおっしゃいましたけど、当時は助役という職名だったと思いますが、助役のほうにどうしても集中したということの一因であったということから、主には連携を密にしないといけないということで、横のつながりということで部制があったほうがよいということで、平成14年に部制がまた設置されたというふうに記憶しております。そのことも踏まえまして、その当時は3部制が基本だったと思いますが、それを踏まえて平成28年に今の体制になりまして、今回4部ということに改正をすることといたしております。再編することによりまして委員がおっしゃるのは、副市長、部長、課長と段階的なのがあると言いながらもそこはそこで連携しながら当然上に上がっていきますし、直接副市長のほうから各課長への指示というのも当然あるかと思ひます。そうした中で各種事業がどうしてもその部だけではとどまらない面もあろうかと思ひますので、そこは連携を深める意味でも、おっしゃるように特に市民生活全般、市民サービスに踏まえましては連携が取りやすい、行いやすい体制というのもありながら今回やっております。それと先ほど道法委員のほうからもございましたように、移住・定住、シティプロ

モーション、産業振興課を総務企画部へ移管ということでございますので、それは一層のつながりを深めて、まさしく委員もおっしゃいました機動的という面では今回そこは合致していると思いますので、そこは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第29号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程をいたします補正予算案について御説明をいたします。

事前にお配りをいたしております令和2年度2月補正予算の概要に基づきまして説明をさせていただきますと思いますので、そちらを御覧をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） お願いします。

財政課長（向井直毅君） よろしいでしょうか。

それでは、このたびの補正予算案につきましては、旧福祉会館建物を解体し、緑地を整備する事業、それから新型コロナウイルスワクチン接種に必要な予算を計上するとともに、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算額を見込む中での過不足のほぼ全款にわたる調整が主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額に3億4,700万9,000円を増額し、総額を178億6,432万3,000円とするとともに、繰越明許費の上限額と地方債の追加及び変更、また債務負担行為の追加を行う内容となっております。

歳出予算の補正内容につきましては、追加計上を行うものが、総務費、衛生費、土木費、公債費、減額を行うものが、民生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費となっております。その個別の内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きいただければと思います。

まず、入札や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い、不用となる予算の減額及び決算見込みに基づく精算など、令和2年度の事業執行見込み等を踏まえた予算整理に係

る各種経費の補正につきましては、冒頭で申し上げましたが、ほぼ全款にわたり調整を行っておりますので、かなりのボリュームとなっております。したがって、増減幅の大きい事業のみ説明をさせていただきますので、御了承をいただければと思います。

まず、増額となるものにつきまして、基金管理に要する経費につきましては、災害復旧事業に係る令和元年度国庫負担金の立替え分を今年度歳入したことによる財政調整基金への積立て、ふるさと納税の実績等による地域振興基金への積立てなど、各種基金への積立てを行うものでございます。それから、国民健康保険事業に要する経費につきましては、国民健康保険税軽減対象被保険者数が当初見込みを上回ったことなどから、自立支援給付に要する経費につきましては、児童発達支援及び計画相談支援の件数が当初見込みを上回ったことなどにより、それぞれ不足が見込まれる額を追加するものでございます。

次に、減額になるものにつきまして、商工業振興対策に要する経費につきまして新型コロナウイルス感染症対策経費として計上いたしておりました各種事業の決算見込みによるもの、それから後期高齢者医療に要する経費につきまして1人当たりの給付費等が当初見込みを下回ったこと、また生活保護各扶助に要する経費につきまして各扶助費が当初見込みを下回ったことなどから、それぞれ不用となる予算を減額するものでございます。

次に、下段になります。

衛生費、予防接種に要する経費について、新型コロナウイルスワクチン接種事業費2,626万5,000円の追加計上を行うものであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、新型コロナウイルスワクチン接種事業実施のための体制を確保するものでございます。あわせて、事業が来年度に及ぶことから繰越しを行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を350万8,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、4ページでございます。

まず、上段の土木費、道路維持補修に要する経費について、補修改修事業2,500万円を追加計上するものでございます。内容といたしましては、主要幹線道路へのアクセス道路や生活道路として利用頻度の高い市道の安全性、信頼性を確保するため、国の令和2年度補正予算に呼応し、舗装改修工事を実施するものであります。実施場所は、本日配付をいたしております別紙の1にございます新町交差点から東へ約250メートルの範囲、それから高崎町のバンブー・ジョイ・ハイランドへの進入路約150メートルの範囲となります。あわせて、必要とする工期が来年度にわたることから繰越しを行うものでござい

ます。財源につきましては、地方債を歳出予算額の全額に対し充当するものでございます。なお、こちらの今説明をいたしました舗装改修事業とこれから説明をいたします橋梁維持改修事業、それから新開土地区画整理事業、この3点につきましては当初令和3年度の当初予算にも同額を計上いたしておりましたが、先ほど申しました国の第3次補正に伴う予算を活用して前倒しで実施するものとなっております。

それでは、元に戻りまして中段の土木費、橋梁維持改修に要する経費につきまして、橋梁維持改修事業3,430万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、地域の道路網の安全性、信頼性を確保するため、国の令和2年度補正予算に呼応し、補修工事等を実施するものでございます。実施内容につきましては、法定点検の実施のほか、改修に向けての測量設計が本川橋ほか3橋、補修工事については西野町の中央橋で橋面の防水工事を行うものでございます。実施箇所につきましては、本日お配りいたしております別紙2に記載しておりますので、また御覧をいただければと思います。あわせて、必要とする工期が来年度にわたることから繰越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を1,886万5,000円、地方債を750万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、下段になります。

土木費、新開土地区画整理に要する経費について、新開土地区画整理事業4,135万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、中心市街地に生活機能が集積し、誰もが安全、快適に暮らせる居住環境を整備するため、国の令和2年度補正予算に呼応し、区画整理事業を実施するものでございます。また、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものであります。財源につきましては、国庫支出金を2,000万円、地方債を2,080万円、保留地処分金を265万円充当するとともに、財源調整のため一般財源を210万円減額をいたしております。

続きまして、5ページでございます。

上段の土木費、都市再生整備計画に要する経費について、竹原中央緑地広場施設整備事業1億4,500万円を追加計上するものでございます。内容につきましては、魅力とにぎわいに満ちた都市の実現を目指すため、旧竹原福祉会館建物を解体し、人々が集い交流するオープンスペースとしての広場を整備するものでございます。また、必要とする工期が来年度にわたることから、併せて繰越しを行うものです。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算の2分の1、地方債を2分の1充当するものでございます。

続きまして、下段です。

公債費、地方債償還に要する経費について、繰上償還1億180万円を追加計上するものでございます。内容といたしましては、平成30年豪雨災害について国庫補助率の変更により国庫の受入れが増加したことに伴い、借入れが超過したため、超過分の災害復旧事業債の繰上償還を行うものでございます。財源については一般財源となります。

以上が歳出予算となります。

1ページに、すみません、お戻りください。

続いて、歳入予算の説明をいたします。

まず、市税につきましては、個人市民税について納税義務者が当初見込みを上回ったこと、固定資産税について新築家屋が当初見込みを上回ったことなどにより増額。それから、法人市民税について新型コロナウイルス感染症の影響等により経済が低迷したことなどによりまして減額し、差引き9,789万5,000円を増額いたしております。

次に、利子割交付金から環境性能割交付金までの歳入につきましては、こちらは広島県からの通知等に基づき、それぞれ増額または減額の調整を行っております。

次に、地方交付税につきましては、これは算定による交付基準額が見込みを上回ったことによる普通交付税の増加が見込まれるため、1億3,049万1,000円増額をいたしております。

次に、使用料及び手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により文化4施設の入館料が減少したため、339万6,000円減額をいたしております。

次に、国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出予算の補正に合わせ、それぞれ増額または減額をいたしております。

続いて、財産収入につきましては、こちらは空港ビルディング株式譲渡金を収入したことなどにより、2,839万円を増額をいたしております。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税が当初見込みを上回ったこと、それから企業版ふるさと納税及び新型コロナウイルス対策支援寄附金の受入れなどにより、3,624万4,000円を増額をいたしております。

1行飛ばしていただきまして、繰越金につきましては令和元年度繰越金のうち予算化していなかったものについてこのたび予算化することにより、3,506万3,000円増額をいたしております。

次に、諸収入につきましては、こちらは決算見込みによる増減の調整により、2万3,0

00円を増額いたしております。それから、市債につきましてもは歳出予算の補正に合わせ、それぞれ追加または減額し、合計で2億1,133万9,000円増額をいたしております。

最後に、繰入金につきましても、各種事業の執行状況に合わせて特目基金からの繰入を増額及び減額し、また国民健康保険特別会計及び貸付資金特別会計からの繰入金を追加計上いたしているものでございます。最後に、財政調整基金繰入金について2億9,605万4,000円の減額を行うことで収支の均衡を図っております。

続いて、繰越明許費の補正について説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

まず、追加分のうち、衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、土木費、市道舗装改修事業、橋梁維持改修事業、新開土地区画整理事業、竹原中央緑地広場施設整備事業につきましてもは、歳出予算のところで説明をいたしましたので省略をさせていただき、総務費におきまして、地域公共交通推進事業について新型コロナウイルス感染症の影響により、委託業者や事業所との打合せ、また公共交通会議開催に向けた準備等に不測の日数を要したことから繰り越すものでございます。

民生費におきまして、新生児応援給付事業について申請手続が新年度にわたるものについて繰り越すものでございます。

次に、商工費におきまして、雇用調整助成金等活用促進事業について事業期間が延長されたことに伴い、繰り越すものでございます。

次に、土木費におきまして、県営港湾事業、県営街路整備事業、県営事業急傾斜地崩壊対策事業については、広島県が事業費を繰り越したことに伴い、その負担金を繰り越すものでございます。

次に、教育費におきまして、修学旅行キャンセル料補助事業について新型コロナウイルス感染症の影響により中学校の修学旅行実施時期を4月以降に延期する可能性があることから、こちらも繰り越すものでございます。

続いて、変更についてでございます。

商工費、旅行者受入れ環境整備事業について事業進捗に不測の日数を要し、年度内に完了が見込めないため、金額を変更し繰り越すものでございます。

続いて、債務負担行為の説明でございます。

印刷用紙購入に要する経費、広報たけはら印刷に要する経費、水質・降下ばいじん検査

業務に要する経費，指定ごみ袋作製配送業務に要する経費につきましては，新年度4月1日から業務委託契約を行うため，年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に，収納金送金業務委託に要する経費につきまして，こちらは令和3年3月末をもって指定金融機関市役所派出所が閉鎖されることに伴い，4月1日から指定金融機関への公金払込み手段として現金出入金機を導入し集配業務委託契約を行うため，年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものでございます。

最後に，災害援護資金貸付利子補給につきましては，平成30年豪雨災害による災害援護資金を借り入れた者が行う利子の償還に対し利子補給を行うため，債務負担の追加を行うものです。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） 説明が終わりましたが，ここで議案の第29号，それからまだ議案第31号が残っております。質疑の量にもよるのですが，休憩をするか，続けるかということなのですが，質疑が大分あると思うので，2議案あるし。続けますか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは，続けます。

これより議案第29号について，これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 控え目に1点だけ。1点だけちょっとお尋ねしたいと思うのですが，補正予算書の五十何ページだったかな。竹原中央緑化広場の1億4,300万円余りで大きな補正，追加予算になっているわけですが，ここはいろんな庁舎移転に関わっているいろいろあったことでありますし，これが中国新聞に一部だけ報道されて，ちょっと知らないうちにぱっと出されているのですね。ですから，ここで聞きたかったのは，こういう広場にその事業そのものを，概要にもあるのですけれども，それにここに至る経緯の柱といたしますか，主な点だけをちょっと説明していただければなど。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 旧竹原福祉会館でありますけど，当初庁舎移転，竹原公共施設ゾーン整備事業の中で市庁舎を合同ビルへ移転するという中で商工会議所さん，

公共施設の一部に商工会議所さんの事務所も移転をするということで進めて、順次図書館等の仮移転を進めておりましたが、平成30年7月豪雨災害でありますとか財政の悪化という中で既存事業を一旦実施を見送るということで行っておりまして、その中で旧福祉会館は耐震化老朽化ということで今後活用見込みがないということで用途転用等もできないような建物でありますので、早急に解体したいということであったのですが、なかなか単独での解体ということになりますと市の負担が非常に重たいということで、安全面とか防犯面、景観上も早急に解体したいということではあったのですが、これまで残置するというふうな状況となっておりまして、長期的には公共施設ゾーン整備事業の中で跡地の有効活用ということで検討はしていかなければならないのですが、当面解体をしたいということで、このたび国の今国会の補正予算ということで、今年度創設されました都市構造再編集集中支援事業の中のコロナ対策ということでオープンスペースの整備が追加となったということで、竹原市がちょうど立地適正化計画でありますとか中心市街地地区の都市再生整備計画事業中であるということで国、県のほうから追加での執行の調査、照会のほうがありまして、このたび竹原市のほうもぜひしたいということで申請を上げておりまして、解体費を含め、緑地を整備するのですが、そういった事業全体の2分の1に国庫補助金が充てられて、裏負担についてもかなり有利な交付税措置のある起債が活用できるということで、このたび当面の目標であります福祉会館の解体ということで解体をさせていただくということで補正を上げさせていただいております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私がちょっと聞きたかったところはちょっと違っていたのですが、要するに今庁舎の商工会議所の関わりがあるのですけれども、これまで市の説明では、福祉会館の跡地に市が建物を建ててそこへ商工会議所が賃貸で入ってもらうよという大きな覚書があって、合同庁舎のところが空けば本庁の移転計画がこういう段取りということがあったのだけでも、豪雨災害とかいろいろありました。ですから、ちょっと聞きたかったのは、確かに更地にしてこの広場、公園を造るというのはちょっと分かるのですけれども、庁舎移転に関わる、ここの庁舎移転の関係での、どうなるのかなという大きな柱がちょっと心配になって、そこを聞きたいのです。どうでしょう。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 商工会議所と竹原市で平成29年8月に交わしました

(仮称) まちおこしセンターの整備ということではありますが、こちらのほう、先ほど申しましたように財政健全化の取組の中でゾーン事業を一旦立ち止まって財政の健全化を図るということで事業の実施を見送っているということで、こちらの覚書については双方合意の上で解除ということで一旦まちおこしセンターについては白紙というふうにさせていただいております。今後の活用については、先ほどの繰り返しになるのですが、ゾーン事業の中で公共施設の整備計画、基本計画を定めておりますので、そういった事業推進の目的に沿ったゾーン事業の中での今後の活用について一旦緑地広場ということで整備はしておりますが、将来的には公共施設ゾーン整備での事業での有効な活用ということで推進をしていきたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一回。

広場という、直接は事業の内容が関係ないかも分からないけど、本来は市の大きな柱として、あそこの福祉会館を更地にして市が建物建てて、庁舎移転の関係で商工会議所にここに入ってもらうよと、賃貸するよというちょっと大きな柱があって、これが広場になればそこがそれを実行できないということになって、今覚書の廃止ということも双方が合意したということでしたけれども、その白紙がちょっと私は記憶してなかったの、いつちょっと白紙になったのかというのと、ちょっとそこいけませんか。

委員長（今田佳男君） なっている、なっている。

委員（松本 進君） それでは、そういう今の移転には計画が大きくずれてくるのかなという、そこをちょっと危惧するのですが、市の対応が、ちょっと柱だけ聞いておきたい。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 庁舎移転につきましては、以前から市長もおっしゃっておりますとおり年度内にビジョンを示すということですので、もう既に2月ということですが、年度内にそちらのほうは市長のほうから説明をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

高重委員。

委員（高重洋介君） ちょっと回りくどいような感じなのですが、単刀直入に聞いて国の補助金で解体をするということですよ。そうすれば何かの縛りが、何年間は例えば違

うものできないとかよくあると思うのですが、この件につきましては今の福祉会館跡地は公園造りますよね。その後、例えば庁舎の移転が進みますよね。話が思ったより早く進んだときに活用できるのかどうか、その辺をお聞きします。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 委員言われますとおり国庫補助事業で施設を整備した場合につきましては一定の規制が付きまして、ここ緑地広場ということで整備をいたしますと10年間はその目的に沿って使用するという縛りがついてまいります。その後の10年経過した後につきましては、行政目的、公共用で転用することは可能であります。それが経過する以前に多目的での用途転用というふうなことになりますと、例えば取壊しでありますとか売却をしてしまうとかそういった場合には国庫返納というふうなことがあるのですが、まずそういったこともリスクとしてはあるわけですが、当面この有利な、今しかない、この機会しかない、これを逃すとなかなかこういった財源での解体ができないということでこのたび解体に踏み切っておりますが、庁舎移転をはじめゾーン事業、今後取り組んでいかないとならない喫緊の課題でありますので、そういったことが進む場合には国庫納付といったことも検討の対象ということで考えております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 有利な財源があるということで解体工事、解体に入るということですが、以前も私も議員になりたての頃、旧市立体育館ですかね、竹原市立体育館、危険な建物の解体の一般質問のときもさせてもらって、確かに福祉会館も人通りの多いところありますし、早く解体すべきだとは思いますが、ただその後緑地公園にするということですが、例えば町なかで言えば本川公園がありますし、今の福祉会館跡地の隣の隣ですよ、隣が駐車場がありますよね、その隣りも一応公園という形ですよ、あそこも。そんなに公園ばかりが必要なのかな。特に1等地になりますよね。に対して、そんなに公園で、ここにもありますが人々が集い、交流する緑地広場とありますが、車の通りの多い中で人々が集まって子供を自由に遊ばせるようなものができるのかなと思うのですが、その辺についてお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 緑地広場の整備ということですが、この公共施設ゾーン整備事業計画のほうに記載してあるのですが、このゾーン事業を進める中で一番大きな課題といいますのが公共施設の老朽化等で施設集約を図るというふうなことなのですが、

これと併せて人々がゆっくりくつろげるようなオープンスペースの確保もゾーン事業の中で必要というふうなことがうたってあるので、一定にはそういった将来的にもオープンスペースの確保は必要かと思っております。現在、この福祉会館敷地の西側の、今委員さん公園と言われたところなのですが、都市公園法の法律に基づく公園ではなくて今現状としては公用車の駐車場置場ということで使っております、一般住民の方が公園として使用することはちょっとできていないというふうな位置づけにはなっております。と併せまして、今年度駅前の駐輪場を整備するということで公園1か所閉鎖を、用途廃止したということでそういったことの公園ではない緑地広場ということなのですが、そういったスペースとしても役立つのではないかというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） ちょっと長くなると思うのですが、公園、緑地広場ということで、緑地広場ということは芝生なんかを植えるということで当然維持費もかかってくると思うのですよ、そこには。例えば5年、10年その公園のままで置いとくとすれば、かなりの維持費もかかってくるのではないかというふうに思いますが、その辺の点についてもお聞きすると、もともと公共施設の説明のときに解体費が、今回の予算1億4,500万円ですけど、解体費がまだまだ高かったと思うのですね。その中で、今の高い土地を道路に合わせる解体の予算でしたが、今回はどこまでそれをやるのかなど。建物の解体だけか、それとも下の土地のかさ上げしている部分を下げるといったところもお聞きします。それと同時に、池田元総理の銅像ですね。そういったものはどういうふうに今後考えていくのか。取りあえずその3点ほどお聞きをします。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 緑地広場を整備したときの将来的な維持管理費ということでありまして。現状で整備の内容としましては、芝を張りまして、中に小さな道を設置、それからベンチや柵を、フェンスです、そういったもの程度にとどめまして、芝生ということでありまして一部は水道設備等も検討しているところであります。ですので、そういった経常的な維持管理費としては芝の維持管理費といったことがあろうかと思えます。公園でもございませんので、負担が大きくなるトイレ等については設置をしないというふうな方針で考えております。

2点目ですが、解体費についてであります、確かに平成30年度まちおこしセンターを計画した際に解体費ということで1億9,000万円ということで見込んでおります。

これはあくまで予算段階ということでありまして。30年度に設計業務を発注をいたしましてそちらのほうで解体の設計まで完了しておりますので、このたび詳細な設計まで終わったということで金額が正確に当初1億9,000万円よりは減額されたということで、この解体の中身についてでありますけど、建物解体は当然なのですが、この建物の天井部分にアスベストが各階に含まれておりますので、これをまず除去するということがかなり高額な金額というふうになっております。さらに、当然電気とか機械とかの設備等の撤去、それからさらに外構の撤去ということでアスファルトでありますとか、少し高いところにありますので土地の切下げでありますとか、細かいところと言えば樹木の伐採、それから石積みの撤去、そういったふうなもの含まれております。

3点目の池田勇人元内閣総理大臣の銅像についてでありますけど、こちらのほうを将来的にゾーン事業の整備に併せまして移設先を決定をしていきたいと考えておりますので、このたびは銅像については保存するということが、あの位置で周辺にある樹木と合わせまして保存ということで施工したいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 前回1億9,000万円で同じように土地も切り下げて解体工事の中に入っている。すみません、大事なことを聞きます。1億4,500万円の中の内訳です。解体費が幾らで、公園施設に幾らの内訳を教えてください。ちょっと話はそれるのですが、アスベストがまだ残っていたという話ですよ。従来、アスベスト、公共施設でありますし、アスベストの例えば調査をしてすぐに撤去をしないといけないというふうなことがあったと思うのですよ。その辺についてどのような、これ、ちょっと私の勘違いかもしれないのですが、どのような認識があるのかお聞かせをください。

あと、銅像はそのまま残すとありますが、今の土地を、かさ上げしてある土地を下げるということかなり銅像自体だけが宙に浮いてしまうような状況になるのか。その辺は坂をつけたりしてやるのか。その辺、本当にしっかりと誰が見ても、おお、池田総理の銅像がありますよね、大事に市民に対してアピールできるような、いかにも取ってつけたようなことにならないようにしていただきたいのですが、その辺についてお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 工事費の最初の1点目なのですが、工事費の内訳の質問だったかと思いますが、ちょっと入札前ということ、設計が終わっておりますが、こ

れから入札に入るといふことで詳細な中身といふのはちょっと申し上げることは難しいかと思ひます。

アスベストについてなのですけど、毎年、吹きつけ式のアスベストが含まれていふことなのですけど、浮遊度調査といふものがございまして定期的に行っているわけですが、浮遊してないといふことでそちらのほうは直ちに撤去、除去ですかね、そういったことがそこまでは求められてないのですけど、解体する際にはそういった公害が発生するおそれがありますので、そういった法令に基づいて解体撤去、アスベストを除却しての解体撤去といふことになろうかと思ひます。

3点目なのですが、池田勇人元総理大臣の銅像なのですが、確かに一応緑地となりますので敷地全体は道路高まで下げる予定なのですが、樹木と併せて移設といふ、建設当時の樹木といふことでこれも併せてあまり粗末にはできないものといふことなのですが、これを移設、移植しようとした場合には根切りとか根巻きとかそういったことで、ちょっと専門家の話によると1年ぐらひかけてやる必要がある、移植の時期といったこともありますし、そういったことでこのたびは、池田勇人元総理大臣の銅像につきましてはあの状態での残置といふことなのですが、言われましたように竹原市が誇る偉人といふことでありますので、そういった出来栄えといひますか、見栄えといふのはしっかりと注意して施工したいと思っております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 本当に道路が近くてよく見える場所なので、見栄えですよね、しっかりとやっていただきたいと。あと、多分これ工期期間といったら繰越しになるので来年の3月までが期間かなと思ふのですが、本当に1億4,500万円よりも解体費が例えば安いわけなので、後で追加が出ないようにしっかりと工事のほうも公園も含めてしていただきたいなといふふうに思ひます。それと緑地公園といふことでちょっと関連になるかもしれないのですけど、私の地元の中通保育所も解体をされて緑地公園といふことで、先日ですが解体されました。実はこれ、公共工事全てなのですけど、やっぱり地元業者を、下請業者にしても地元業者を使っていただけのような取組をしていただかないと、今回中通保育所の解体工事の入札業者4社入りしましたが、実は今回は市外の業者が下請業者が入ってやっております。私ちょっと気になったのでほかにも聞いたのですが、ほかの入札事業者は一応竹原の業者で行いますといふ話でした。その辺もしっかりと、これに限らず公共

工事は地元の業者を使っていたと、ということをしつかりと言っていたと、言いたくないというのも、やはり30年の豪雨災害のときに業者が足りないということでもいろいろ苦勞もありましたし、そういうことも踏まえて、地元の業者の育成ということも踏まえてそういうことは強く言っていたと、言いたくないというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 業者の話に関しては、従来からほかの委員さんからもいろんなお話伺っております。元請、下請関わらず市内の業者ということで活用、おっしゃるように育成というのも大事でございますので、その点踏まえて業者育成、活用は行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

川本委員。

委員（川本 円君） 先ほどの答弁の中でちょっと気になったのですが、先ほど出た池田総理の銅像ですよね。あの高さのままかさ下げして、GLを185と同じレベルにする。間違いないですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 銅像とその周辺の植樹につきましては、当面現状の維持ということで考えております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） そのかさ下げするのは大体高さ的にはどれぐらいのかさ下げになりますか、数字的なものは。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 現状の宅盤が道路から1,300ミリということであります。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 池田総理の銅像というのは、少し盛っているところにさらにそこから石を組んで高さを出して、その上に銅像がありますよね。今の御説明では、そこはそのまま残した状態でかさ下げするのだということになった場合に、当然その重心位置が高くなりますよね。私、石屋をしているので、石の重さ的にはその1トン、2トンというレベ

ルの重さではないのです、あの石ですね。その上に銅像が乗ってとてつもない重さなのですよ、どう考えても。そして、なおかつ重心が高くなるということは、当然その下の基礎はどのようなふうになっているのかというのもちろんと調べておかないと、ただ重機でトントントン掘り下げていくと、とんでもないことになりますし、もし崩れでもしたらこれ大ごとになりますし、その予算内で収まらないような最悪の結果を招くような気がして今非常に不安に感じているのですが、その辺りの調査も当然されているわけですね。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 一定に福祉会館の解体につきましては設計業務を行っているのですが、このたび平成30年以降、2年、3年たちますので、当然その設計内容の見直しが必要となります。当初のこの業務の内容、以前の設計業務では、銅像につきましては移設という内容でありましたのでその辺を今度、今回も業務を一旦発注、200万円予算を取っているのですが、その池田勇人元総理大臣の銅像の保存についても設計業務の中で決して崩れることがないような手法での施工の方法ということで検討させていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） だから基礎の確認はまだしていないし、これから設計の段階で見たいこうという話ですか。

資産活用担当課長（広近隆幸君） そうです。

委員（川本 円君） はい、分かりました。

もう一点。

ちょっと冒頭にあったところ、ちょっと引っかけたのですが、国の補助を受けて今回解体すると。なおかつ緑地にすることを限定として国の補助が下りてくるというふうに考えていいのですよね。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） 委員言われるとおりでありまして、解体のみということでは国庫補助事業を受けることができませんので、何かを公共目的で整備するということでの当然補助事業になりますので、このたびにつきましては新たにできましたコロナ対策としての都市構造再編集集中支援事業、国の補助メニューですが、そちらのほうを活用させていただくということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 最後。

それで、なおかつそれを10年保たなければならないというお話であったと思います。その途中で例えば庁舎移転問題が、高重委員がおっしゃったように急速に進むというようなことが仮にあった場合に、またそういった何館でしたかね、何とか館。

委員長（今田佳男君） 名前はいいと思いますので、どうぞ。

委員（川本 円君） それを10年以内に建てないといけないという話になった場合は、当然よその土地で計画されるという認識でいいですか。

委員長（今田佳男君） 資産活用担当課長。

資産活用担当課長（広近隆幸君） このたび補助事業で緑地広場を整備をするということになれば10年間この緑地整備目的での使用ということの規制がかかりますので、それより早く用途転用でありますとか例えば取壊し、売却等をするということであれば、国庫納付が必要となるというものであります。ではあります、長期的な視点でいえば公共施設ゾーンの整備という、推進ということがありますので、庁舎移転が進み、そういった新たな跡地活用を図ることが必要となったときにはそういった国庫納付のことも視野に入れて検討をしていくということであります。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 概要の3ページになります。

ほぼ前回のところの補正額なのですが、減額補正の商工業の振興対策に要する経費、これ多分執行状況が極めて低いということだと思います。この検証はどうなのかということも含めてなので、ちょっと一般質問でもさせていただいていますのであまり深くはしませんけれども、この金額と補正予算の概要説明のこの商工費における減額というのは差がありますので、その辺はちょっとお聞きさせていただければと思います。補正予算の概要説明の中の商工費における事業の決算見込みにより予算を減額したことから、合わせて1億1,275万2,000円、こちらのほうだと商工業の振興対策に要する経費の減額補正が1億900万5,000円、この差があるのでちょっとその辺の差だけ教えていただければと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） まず、執行状況につきまして主な原因としましては、先ほど一括質疑でも地域振興部長がお答えさせていただいたと思うのですが、主には持続化給

付金、いわゆる前年対比20%から50%の減額を見込んだ額がこの1億7,000万円のうち約7,000万円近くを占めるということで、こちらはいわゆる統計データ等などから最大値を見込んで予算化をいたしました。結果として今お聞きしている限りでは50%以上の減額で国の持続化交付金を活用される方が想定より多かったというようなこともあって、こちらの利用が少なかったというふうにお伺いをいたしております。それと先ほど申しました金額の差につきましては、減額補正の主な内容といたしまして商工業振興対策経費でこのコロナ関係に関する補正だけをこちらの概要に載せていますが、それにプラスして実はコロナの関係でイベントが、例えば憧憬の路でありますとか竹まつり、こういったものが中止となっております。そちらの対する補助の減額というのも補正予算の中には入っております。その差額というふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） また一般質問等でさせていただくところなので、この辺にしておきたいと思います。

続いて、衛生費なのですが、よろしいですか。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

委員（道法知江君） 衛生費、新型コロナワクチンの接種ということなのですが、いよいよ昨日からですかね、医療従事者の方が進めていった。65歳以上というのは、本市の場合は集団接種ではなく個別接種になるのか。そういうことも含めた接種事業だと、計上しているものだと思うのですが、対象の人数とかお分かりになりますでしょうか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 接種の体制につきましては、事業につきましてはまだ現状医師会と調整中ということで、現状では個別接種になるのか集団接種になるのかというところまではまだ定まっていないというふうにはお聞きをいたしております。その中で集団接種が必要というふうに判断されれば当然そういった形での準備になろうかと思いますが、今の接種に係る体制につきましてはどちらでも対応ができるような形での予算編成というような形で今予算については組まさせていただきます。今後、それは医師会等との調整によって個別接種になるのか集団接種になるのかというのは順次決定していくものというふうにお聞きをいたしております。

それと、65歳以上の高齢者というのが今お聞きしておりますのが、高齢者のクーポン

配付として約1万557人という形で高齢者を今見込んでいるということでございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 3月の中旬ぐらいまでにはその計画を出しなさいというのが、国のほうで指示されていると思います。それに併せて今年度補正として会計年度任用職員を充てるとか人員配置をするということだと思いますけども、ここのいう人員配置というのは、1名なのか、数名という計算になっているのか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちら令和2年度につきましては、人数といたしましてはこれは会計年度任用職員の人件費としてこちら金額的には恐らく2名ないし3名というふうには、今、すみません、ちょっと数がはっきり今記憶がないのですが、金額的におおむね460万円程度ということなので、複数人を、2名ないし3名の会計年度の職員の任用を今予定しているというふうに御理解をいただければというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 順次行われていくということで基礎疾患をお持ちの方とかということも入ってくると思います。そういったことも含めて、集団接種か個別接種かも含めて医師会とも調整されて、2月8日に一番最初に協議会があったというふうに伺っているのですが、それ以降3月の半ばまでに計画を出さないといけないと思いますので、かなりいろいろな準備等に職員は追われているというふうに理解しております。その上で接種体制の確保事業に関わる、いわゆるその補助金の上限額というのはそれぞれ市町で決まっているのではないかと思うのですが、この辺について。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） おっしゃられますとおり新型コロナウイルスワクチン接種については、体制確保事業と接種対策事業というのは2つに分かれておましてそれぞれ補助の上限額が定まっております。その中で専決処分をいたしました3,400万円とこのたび補正をさせていただきます2,600万円、これがいわゆる体制確保事業ということで、その合計で今現在こちらの概要を見ていただければ分かると思うのですが、一般財源が2,275万7,000円、今充てさせていただきます。これは上限を上回っている額というふうに御理解をいただければと思います。ただ、こちらにつきましては、これは国策として全国一律実施していくものでこちら市の負担が生じるということは本来あってはならないということで、また国のほうから所要額の調査というものを行われているよう

なのでまだ額は確定ではございませんけれども、この上限額というのはさらに増えるものではないかというふうに現在想定いたしております。それが幾らになるかというのは、現在所要額を調査、国のほうでしていただいているので、では幾らになるかというのはちょっとまだ定かではございませんけれども、ここまで一般財源を投入しなければならないような事態にはならないというふうに現状では考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） そうですね。国のほうでもこれ、財政負担にならないようにということでは言われていると思います。

それと、質問がちょっと担当課で答えられるかどうか分からないですが、住所地以外で2回目を接種するとかそういった問題等も出てきていると思います。そういったことというのは今後接種計画の中に組み込まれるものなのか、どうなのか。転勤の時期になるので、住民から、1回は受けたけどほかのところで受けないといけない可能性が出てくると。そういったときのことも踏まえて接種計画等も作っていくのでしょうかということなのですが、それでそういう感じでもよろしいのですか。コールセンターとかというの、また市町でそれぞれ作るとかということで、そういう認識でもよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 申し訳ございません。私の資料がないということで、すみません、正確ではないのかも分かりませんが、一旦そういったシステムを投じて、それぞれ個別の接種の情報というのは各市町ごとに把握できる仕組みが今からできるというふうにお聞きしています。さらに、国保連合会を通してそういった接種の実態というものを把握できる仕組みになっておりますので、恐らく先ほど委員がおっしゃられたような体制での接種ということは可能になるというふうには今現状認識しているところでございます。

それから、コールセンターにつきましては現状今、補正予算上では市町で設置をして、そこでいわゆる接種の受付でありますとか予約の受付等々、相談も含めて実施する形での予算編成にはさせていただいておりますが、こちら県が一括でそういったコールセンターを設けるのではないかというような話も若干今、定かではございませんが出ていますので、そういったものを踏まえて現行予算の中で当然そこを含めて対応できる予算編成にはいたしておりますので、そこは柔軟に対応させていただければというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 4月1日から65歳以上ということもありますので、あとちょっと1件だけ伺ったのは、重度障害をお持ちの方を見ている親御さんたちが早く接種をしていただきたいというふうな希望もありますので、そういうことも含めて計画というのを早急に作っていただいて、4月1日以降、65歳以上の対象になる方々に安心して接種ができるように、非常にタイトな時間だと思えますけども、担当課も御苦労されているのは重々承知なのですけども、今回の補正で上がってきていますので、その辺も含めて今後の推進状況をどのように進めていくかだけお伺いさせていただければなと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） そういった体制の話でございますが、こちら一応担当課が基本的には健康福祉課というところが主になって今実施していただいておりますが、こういった事業量も含めて全庁的な取組も必要ということで、庁内でそれぞれ関係する部署が連携してこういった体制を確保できるようにということでそれぞれ役割分担を決める中で、そういったプロジェクトというような形まではいつてはないのですが、そういうそれぞれ担当部署が役割分担をして業務を分散して事業が実施できるようなという体制づくりも今させていただきますので、そういった中で円滑にこの事業が進められるよう今後取り組んでいければというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第31号令和2年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、引き続きまして貸付資金特別会計の補正予算につきまして概要に基づいて御説明をさせていただければと思います。

資料の6ページをお開きください。

それでは、補正予算案の概要といたしましては、決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万円を追加し、総額を856万4,000円とするものでございます。

まず、歳出予算の説明でございますが、貸付金、一般事務に要する経費として、一般会

計繰出金 674 万円の追加計上を行うものですが、こちらにつきましては最終的な収支の均衡を図るため計上をいたしているものでございます。

次に、貸付金に要する経費について、竹原市奨学金など 588 万円の減額を行っておりますが、これにつきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額をするものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、2 ページをお開きをください。

上から 2 つ目の貸付金資金特別会計の歳入になります。

諸収入といたしまして、奨学資金貸付金及び就学支度金貸付金の償還金について、決算見込みに基づき、86 万円を追加計上をいたしております。

以上で貸付資金特別会計の補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ありませんか。

ないようですので、質疑を終結して、ここで委員及び委員外議員の方で会議規則第 117 条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

これから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

それでは次に、付託議案に対して議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第 13 号公益的法人等への竹原市職員の派遣等に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

失礼しました。

部長と副市長以外は退室していただいて結構です。

では、議案第13号公益的法人等への竹原市職員の派遣等に関する条例案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第17号に反対します。

委員長（今田佳男君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例案について、討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第19号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第23号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号市立竹原書院図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第28号に反対をします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第12号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号令和2年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

あわせて、議決事件の字句等の読み間違いにつきまして後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

次に、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。その他委員の方で継続審査、調査について御意見等がございましょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、別紙のとおり議長に申し出ることに對して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かありましょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

長い間お疲れさまでした。

午後0時53分 閉会